

## 日野市スポーツ推進委員派遣指導実施要領

平成 29 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 スポーツ基本法第 32 条（平成 23 年法律第 78 号）及び日野市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条（平成 23 年日野市規則第 7 号）に基づき、市民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導を実施するため、日野市スポーツ推進委員（以下「委員」とする。）を地域に派遣し、運動のきっかけを作り、もって市民スポーツの推進を図る。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、日野市とする。

(事業対象)

第 3 条 事業を実施する対象は、次のとおりとする。

- 1 おおむね 5 名以上の日野市民で構成する団体・グループで、友人等との活動、自治会、子ども会、サークル、老人会、PTA、育成会、施設、企業等でのスポーツ教室やスポーツレクリエーション活動など。
- 2 委員を派遣する場所は、原則日野市内のみとする。

(指導種目)

第 4 条 委員が指導する種目は、新体力測定やボッチャ、ウォーキング、ハンドロウルやモルック等などのニュースポーツ、その他市が認めた種目とする。

(事業の実施)

第 5 条 事業の実施については、次のとおりとする。

- 1 派遣申請者（以下「申請者」という。）は、日野市スポーツ推進委員派遣申請書（様式第 1 号）（以下「派遣申請書」という。）により日野市に委員の派遣を申請するものとする。なお、派遣申請書は、原則実施日の 3 週間前までに市に提出するものとする。
- 2 市は、市民から委員の派遣申請があったとき、その内容を確認し妥当と判断した場合、日野市スポーツ推進委員会会長（以下「会長」という。）へ委員の派遣を要請する。
- 3 会長は、派遣する委員を決定し市と当該委員へ通知する。
- 4 派遣者の決定を受け、市より申請者へ速やかに派遣の決定を連絡する。
- 5 派遣の決定を受けた委員は、事前に申請者と指導内容等について確認する。
- 6 派遣された委員は、実施した事業概要等を日野市スポーツ推進委員派遣事業報告書（様式第 3 号）（以下「事業報告書」という。）により、市と会長に報告するものとする。なお、事業報告書は事業終了後 1 週間以内に市へ提出するもの

とする。

(その他)

第6条 事業の実施にあたっては、次により行うものとする。

- 1 派遣する時間は1回あたり3時間以内とする。
- 2 派遣する委員の定員は8人以内とし、指導内容に応じて会長と協議して決定する。
- 3 委員の派遣費用は無料とするが、会場使用料は申請者の負担とする。
- 4 派遣する業務内容は、実技指導とする。
- 5 事業に必要な会場の準備、申請者の保険への加入等は申請者が用意するものとする。用具についても原則は申請者で用意するものとするが、市で保有する用具については貸出を行うことができる。
- 6 政治・宗教・営利を目的とする活動や、飲酒を伴うイベントと判断したときは、委員を派遣しない。
- 7 この要領の趣旨に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣しない場合がある。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和8年4月1日）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の様式により提出された申請は、改正後の様式によるものとみなす。